

富山市電業協会  
会長 増山 一雄 様

富山市長 藤井 裕久  
(公印省略)

市発注工事等における「インフレスライド条項」等の適用について (通知)

富山市が発注する建設工事等において、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項 (通称「インフレスライド条項」) 等を次のとおり適用しますので通知します。

記

1 適用対象工事

- (1) 残工期が基準日から 2 か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準が変更された時とする。

2 スライド協議の請求

受注者からのスライド協議の請求は、書面 (様式 -1) により行うこととし、次の賃金水準が変更されるまでとする。なお、請求日の遡及は認めない。

3 請負代金額変更の方法

- (1) 請負代金額の変更の対象 賃金水準が変更された日以降の基準日における残工  
事量に対する資材や労務単価等
- (2) 請負代金額の変更の考え方 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の  
変更額 (スライド額) は、当該工事に係る変動額の  
うち、請負代金額から基準日における出来形部分に  
相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に  
相当する金額を超える額 (1% は受注者の負担)

4 インフレスライド実施フロー 別紙のとおり

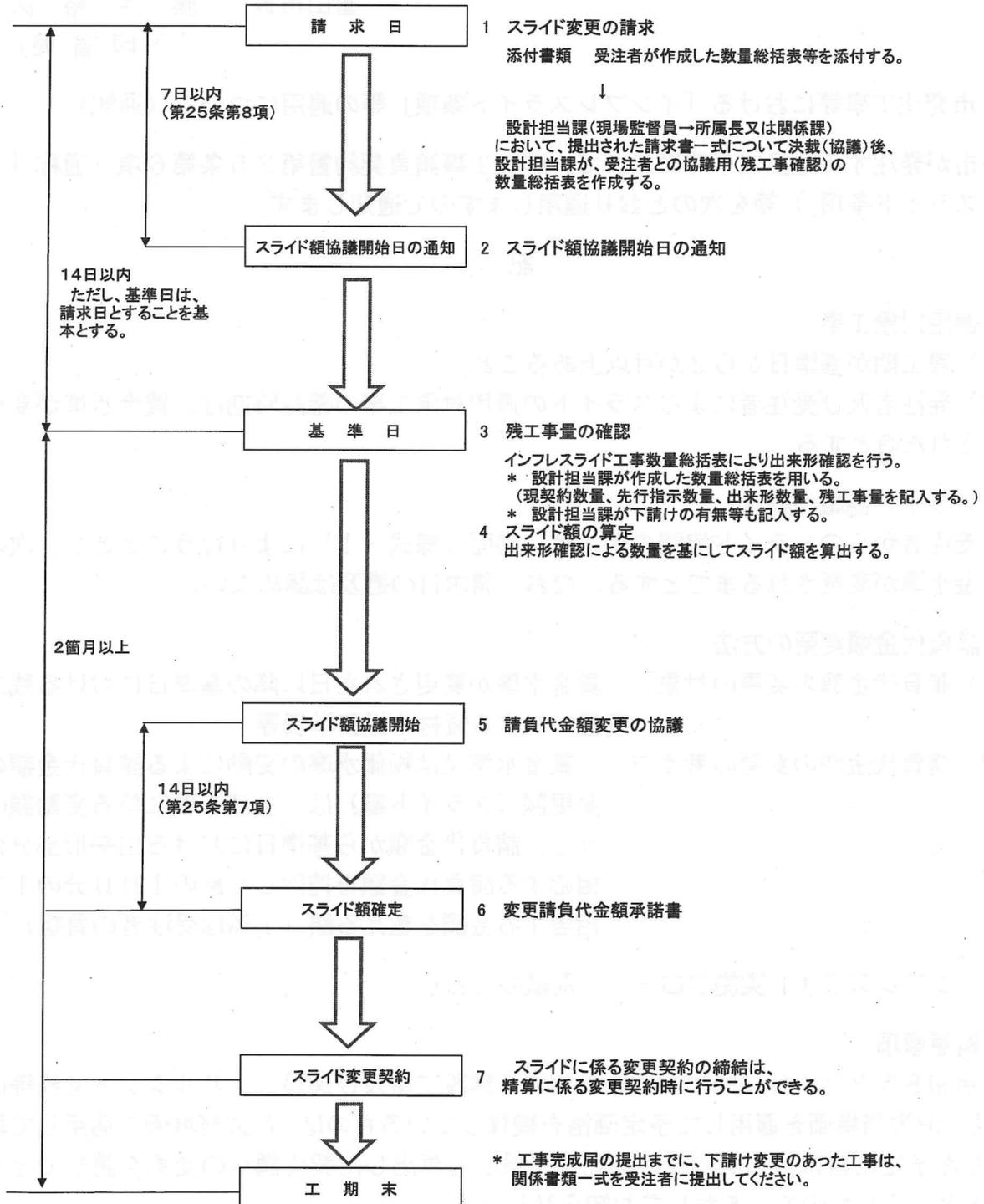
5 留意事項

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものは、新労務単価を適用して算出した予定価格に当初契約時の落札率を乗じて算出した契約額への変更を請求できることとしましたので、あわせてお知らせします。

また、2 月 28 日以前に契約を締結し、3 月 1 日時点で工期の始期が到来していない工事は、国県の特例措置に準じてインフレスライドを準用することが可能です。

(担当) 財務部契約課工事契約係  
(電話) 076-443-2025

# インフレスライド実施フロー



(様式-1)

年 月 日

(宛先) 富山市長

受注者 住所  
氏名

請負代金額の変更請求について

年 月 日付けで契約を締結した次の工事について、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置により、請負代金額の変更を請求します。

記

1 工事名

2 工事場所 富山市 地内

3 工期 年 月 日から  
年 月 日まで

4 請負代金額 円

(様式-1)

年 月 日

(宛先) 富山市長

受注者 住所  
氏名

委託料の変更請求について

年 月 日付けで契約を締結した次の委託業務について、「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る特例措置により、委託料の変更を請求します。

記

- 1 委託業務名
- 2 委託業務の場所 富山市 地内
- 3 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 委託料 円